

## 茨木市省エネ診断受診事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、省エネルギー診断を受診する本市域内で活動する事業者に対し、市が補助金を交付することにより、事業者による省エネルギーの取組を支援して二酸化炭素排出量の削減を促進し、もって市域の低炭素化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に該当するもの（会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められる別表に定める士業法人を含む。）をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する会社をいう。
- (3) 大企業 中小企業基本法第2条第1項各号に該当する事業者以外の会社をいう。
- (4) エネルギー エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に定めるものをいう。

### (補助対象事業者)

第3 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市域内において事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 国、地方公共団体、公団又は独立行政法人等の公的法人が出資していないこと。
- (3) 大企業が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資していないこと。
- (4) 政治又は宗教的活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 省エネルギー診断受診時において、納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。
- (7) 過去5年以内にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4 補助対象事業は、補助対象事業者が受診する省エネルギー診断で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市域内に有する事業所に係る省エネルギー診断であること。
- (2) 申請時において、診断が未着手であり、かつ、申請のあった日の属する年度の3月15日までに診断が完了すること。
- (3) 関係法令等に違反するものでないこと。

(補助対象経費)

第5 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当する経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
- (2) 省エネお助け隊が実施する省エネ診断
- (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネ診断

(補助金額)

第6 補助金額は、補助対象経費の額とし、25,000円を限度とする。

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市省エネ診断受診事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 企業概要書（様式第2号）
- (2) 法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に取得したもの）
- (3) 見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、前項の申請書を直接持参する方法により行い、先着順に受け付けるものとする。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請を受け付けないものとする。

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付を決定し、申請者に対し茨木市省エネ診断受診事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(変更の届出)

第9 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において、当該事業の内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市省エネ診断受診事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があったときは、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市省エネ診断受診事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、茨木市省エネ診断受診事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 省エネルギー診断結果に係る報告書の写し

(2) 省エネルギー診断に係る領収証書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金額を確定し、茨木市省エネ診断受診事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12 第11の規定による補助金確定通知書を受けた者は、茨木市省エネ診断受診事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の事業所又は事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第16 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(協力)

第18 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 省エネルギー診断等の事例紹介
- (2) 市の地球温暖化防止に関する取組への参加
- (3) その他市長が必要と認める事項

(市長の指示)

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から実施する。

別表

会社法上の会社等	<ul style="list-style-type: none"><li>・株式会社</li><li>・合名会社</li><li>・合資会社</li><li>・合同会社</li><li>・(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)</li></ul>
士業法人	<ul style="list-style-type: none"><li>・弁護士法に基づく弁護士法人</li><li>・公認会計士法に基づく監査法人</li><li>・税理士法に基づく税理士法人</li><li>・行政書士法に基づく行政書士法人</li><li>・司法書士法に基づく司法書士法人</li><li>・弁理士法に基づく特許業務法人</li><li>・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人</li><li>・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人</li></ul>

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
名 称  
代表者 ⑨  
（代表者による自署の場合は押印不要）

茨木市省エネ診断受診事業補助金交付申請書

茨木市省エネ診断受診事業補助金の交付を次のとおり申請します。なお、申請内容の確認のために、市税等の課税及び納税状況について、市長が関係機関に照会することに同意します。

受診する診断名 ※該当する□に✓を 記入してください	<input type="checkbox"/> 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
	<input type="checkbox"/> 省エネお助け隊が実施する省エネ診断
	<input type="checkbox"/> 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネ診断
補助申請額	, 0 0 0 円 (1,000円未満切捨て)

添付書類

- (1) 企業概要書（様式第2号）
- (2) 法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に取得したもの）
- (3) 見積書の写し

様式第2号（第7関係）

企業概要書

本 社	名 称			
	所 在 地	〒		
	代 表 者 氏 名			
	資 本 金	万円	電話番号	
	全 従 業 員 数	人	FAX番号	
	出 資 比 率 大企業（中小企業基本法第2条第1項各号に該当する事業者以外の会社）又は国、地方公共団体等からの出資金の額及び資本金に対する比率	有 ・ 無		
		① ( %)	② ( %)	
	③ ( %)	④ ( %)		
業 務 内 容 又 は 製 造 品 等				
補 助 を 受 け よ う と す る 事 業 所	名 称			
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号			
	F A X 番 号			
	従 業 員 数	人		
	業 務 内 容 又 は 製 造 品 等			

様式第3号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名 称  
代表者

茨木市省エネ診断受診事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市省エネ診断受診事業補助金は、次の  
条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第4号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
名 称  
代表者 ㊟  
（代表者による自署の場合は押印不要）

茨木市省エネ診断受診事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市省エネ診断受診事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業 茨木市省エネ診断受診事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 金 円

5 変更後交付申請額 金 円

6 差引増減額 金 円

様式第5号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名 称  
代表者

茨木市省エネ診断受診事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市  
省エネ診断受診事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

交付決定額	金	円
変更増減額	金	円
変更交付決定額	金	円

年 月 日

茨 木 市 長

様式第6号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地  
名 称  
代表者 ⑩  
（代表者による自署の場合は押印不要）

茨木市省エネ診断受診事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

受診した診断名 ※該当する□に✓を 記入してください	<input type="checkbox"/> 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
	<input type="checkbox"/> 省エネお助け隊が実施する省エネ診断
	<input type="checkbox"/> 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネ診断
補助金 交付決定額	金 円 (1,000円未満切捨て)

添付書類

- (1) 省エネルギー診断結果に係る報告書の写し
- (2) 省エネルギー診断に係る領収証書の写し

様式第7号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名 称  
代表者

茨木市省エネ診断受診事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市省エネ診断受診事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 金 | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第8号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
名 称  
代表者

⑩

茨木市省エネ診断受診事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業 茨木市省エネ診断受診事業
- 2 金 額 金 円